

全国保健師長会内規

I 会員のこと

保健師長とは、所属組織において、リーダー的立場にある保健師をいう。

II 代議員総会のこと

- 1 代議員の定数は、毎年6月末現在の会員数により、規定第2条に定める規定に準じて選出する。
- 2 代議員総会開催については、開催1か月前までに議案を明らかにして通知する。
- 3 代議員総会にやむを得ず欠席する場合の書面での意思表示は、委任状の提出によるものとする。
- 4 議事録署名人は理事の中から2人を選出し、議事録に署名捺印する。
- 5 会員の参加は差し支えないが、オブザーバーとして参加し表決には加わらない。

III 運営会議・常任理事会・拡大常任理事会・理事会・ブロック支部長会等のこと

- 1 会議開催は別表（1）による。
- 2 ブロック支部長会の運営についてはブロックに所属する理事の互選による代表理事が行う。
- 3 常任理事会の構成は会長・副会長・常任理事とし、会務の運営にあたる。
なお、会務の分掌は別表（2）のとおりとする。
- 4 拡大常任理事会の構成は会長・副会長・常任理事・ブロック理事（原則として2年目のブロック理事）とし、会務の運営にあたる。
なお、会務の分掌は別表（2）のとおりとする。
- 5 運営会議の構成は会長・副会長・総務担当理事・会計担当理事とし、常任理事会・拡大常任理事会の準備を主とする会務の運営にあたる。

IV 部会・委員会のこと

- 1 本会には、都道府県部会、政令指定都市・中核市・特別区部会、市町村部会を置く。
- 2 本会には、広報委員会・推薦委員会、調査研究委員会、学会・学術に関する委員会を置く。又他に会長が必要と認めたときは特別委員会を置くことが出来る。特別委員会は任務が終了したときに解散する。
- 3 部会・委員会の委員は、5人程度で構成する。部会長・委員長は常任理事をもって当てる。
- 4 部会・委員会は、会長の諮問事項を審議する。
- 5 部会委員・委員会委員は会長が委嘱する。

V 顧問・名誉会員のこと

- 1 顧問の推薦基準は、本会が直接指導を受ける機関の長とする。
- 2 名誉会員の推薦基準は、本会の運営に功労のあった会長等が退職した場合とする。

VI 支部長のこと

- 1 支部長は、会員の互選により都道府県、政令指定都市、特別区ごとに1人を置く。
- 2 支部長の任務は、支部の総括、本会と①連絡調整、②支部会員の情報の提供等、支部会員の名簿・会員数の報告、会費納入の取りまとめ、情報交換等に当たる。
- 3 代議員の選出は都道府県、政令市指定都市、特別区の会員の中から規定第2条に定める人数を選出する

VII 事務局のこと

- 1 一般事務
 - (1) 代議員総会・理事会・常任理事会・拡大常任理事会・運営会議・委員会等の会議開催に係わる事務。
 - (2) 文書の発送、収受、保管
 - (3) 名簿作成
 - (4) 会員数の把握
 - (5) 支部長、関係機関との連絡調整
 - (6) その他
- 2 会計事務
 - (1) 会務に伴う出費については、会長の決裁を得て処理する。
 - (2) 会費納入については、毎年5月1日現在において会費納入案内状を送付し、納入期限を6月末日とする。

VIII 旅費・会計のこと

- 1 理事会等（常任理事会・拡大常任理事会・運営会議・委員会）出席者のうち公費等で出席出来ない場合は、旅費を支給する。
- 2 役員及び事務局員が本会の業務のために出張した場合は旅費、宿泊費を支給する。
なお、事務局員については日当も支給する。
- 3 代議員総会開催時は、会長が承認した者について旅費を支給する。
- 4 旅費・会議費・その他すべての経費について、領収書を提出する。
(日当・宿泊費・会議費の支給額及び領収書の様式は「別表（3）」とする。)

IX 授業目的公衆送信補償金のこと

- 1 本会が活動の中で作成する資料や報告書等（総会、委員会、部会、ブロック活動、調査研究事業等）を、保健師教育、看護職教育、公衆衛生教育等の場において教育機関が授業目的として使用するにあたっては、授業目的公衆送信補償金受領は行わない。
- 2 第一項に該当しない場合は、会長の判断によるものとする。

附 この内規は、昭和63年11月 8日 より施行
平成 4年10月 5日 一部改正
平成 7年11月18日 一部改正
平成 8年 7月26日 一部改正
平成12年 4月22日 一部改正
平成15年 4月19日 一部改正
平成17年 4月16日 一部改正
平成17年10月15日 一部改正
平成19年 4月14日 一部改正
平成21年11月 7日 一部改正
平成25年11月 2日 一部改正
平成29年11月18日 一部改正
令和 2年 4月 1日 一部改正
令和 4年11月26日 一部改正
令和 5年11月18日 一部改正
令和 6年 4月20日 一部改正